平成 26 年度

第 76 回通常総会議事録

平成 26 年 2 月 14 日（金）

於：東京学院ビル会議室

一般社団法人日本観光通訳協会

平成26年度第76回通常総会議事録
一般社団法人　日本観光通訳協会

1. **開催月日**　平成26年2月14日（金）
2. **開催場所**　東京都千代田区三崎町3-6-15
3. **出席者**　正会員総数650名、出席者43名、委任状及び議決行使権提出者310名
合計353名、よって定款第19条の規定により、所定の定足数（325）
を満たし、総会が成立した。
4. **会議次第**　定刻14時、矢木野会長の開会の辞の後、定款第17条により会長が議
長となり議事を進めた。
議長は、吉田　進、河　炳皓の両氏を議事録署名人に指名した。

第1号議案　平成25年度事業報告の承認の件
議長の指示により、事務局長が別項のとおり報告し原案通り承認された。

第2号議案　平成25年度決算報告の承認の件
議長の指示により、事務局長が別項のとおり説明し、及び山本監事
より適正かつ正確に処理されている旨の会計監査報告があり、原案通り
承認された。

第3号議案　平成25年度公益目的支出計画実施報告の承認の件
議長の指示により、伊藤理事が別項のとおり報告し原案通り承認された。

第4号議案　諸規程の設定の報告の承認の件
議長の指示により、伊藤理事が別項のとおり報告し原案通り承認された。

第5号議案　平成26年度事業計画の承認の件
議長の指示により、事務局長が別項のとおり報告し原案通り承認された。

第6号議案　平成26年度予算の承認の件
議長の指示により、事務局長が別項のとおり説明し原案通り承認された。

第7号議案　改選に伴う理事・監事の承認の件
1）正会員から選任される理事及び監事については、1月23日の選挙投
票の結果、事務局長より別項の通り報告があり、承認された。

正会員理事：
萩村昌代
木脇祐香理
矢木野功次
河村輝夫
宮本靖子
石垣信子
木村秀幸
清野彩子
遠藤昌子

正会員監事：
森潔
飯嶋建治

2）正会員外から選任される理事については、2 月 14 日平成 26 年度第 1 回理事会で別項の通り提案され原案通り承認された。

正会員外理事

山下宮子
伊藤政人
浦野英示
宮武茂典
小関政男
濱崎統
亀山秀一
根岸　正

3）会長、副会長、常務理事については、総会を一時中断し別室にて第 2 回理事会が開催され、定款第 23 条 2 項の規定により理事間で互選され、以下の通り事務局長より報告があり、承認された。

会長：萩村昌代、
副会長：木脇祐香理　木村秀幸、
常務理事：石垣信子　宮本靖子

第 8 号議案　その他審議事項

なし

以上をもって、本通常総会議案の審議を終了し、議長は 16 時 20 分閉会を宣言した。

平成 26 年 2 月 14 日

議事録署名人

議長　矢木野功次　　　　　　印

署名人　吉田　進　　　　　　印

署名人　河　炳皓　　　　　　印

平成 26 年度

第 76 回通常総会議案

平成 26 年 2 月 14 日（金）

一般社団法人日本観光通訳協会

目　　　次

第１号議案　平成 25 年度事業報告書
会　　　　議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
本部支部理事活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
通訳案内士新人研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
見学・講習・研修会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
刊　行　図　書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
表　　　　彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
格　付　審　査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
職　業　紹　介　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
会　員　動　静・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
国土交通省・観光庁・ＪＮＴＯ・関連・・・・・・・・・・ 18
ガイド検索システム・JGA ホーム頁運営状況・・・・・・ 19
その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
第２号議案　平成 25 年度決算報告書
収　支　決　算　書（収入の部）・・・・・・・・・・・・ 20
収　支　決　算　書（支出の部）・・・・・・・・・・・・ 21
収　支　決　算　書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
貸　借　対　照　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
次期繰越収支差額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
正味財産増減計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
財　産　目　録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
監　査　報　告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第３号議案　平成 25 年度公益目的支出計画実施報告書・・・ 28
第４号議案　諸規定の設定
理　事　会　規　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
会　員　規　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第５号議案　平成 26 年度事業計画案・・・・・・・・・・・・・・・・42
第６号議案　平成 26 年度予算案・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
第７号議案　改選に伴う理事･監事の承認について・・・・・・・ 48
第８号議案　その他審議事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
添付：職業紹介言語別無料紹介稼働日数実績表・・・・・・・・・ 50

別冊：正会員理事よりの報告等を含む

第 1 号議案　平成 25 年度事業報告書

会　議

(総会)

平成 25 年度第 75 回通常総会
期日：平成 25 年 3 月 29 日（金)、午後 1 時～5 時
場所：東京・月島区民館
議題：平成 24 年度事業報告案、同決算案を承認
　　　平成 25 年度事業計画案、同予算案を承認可決。

(理事会・正会員理事会)

平成 25 年度　第 1 回正会員理事会
日時：平成 25 年 3 月 29 日（金）　10 時－12 時
場所：東京・月島会館
出席者：理事　18 名（内委任状出席 8 名）
議題：平成 24 年度事業報告案、同決算案を承認
　　　平成 25 年度事業計画案、同予算案を承認可決。

平成 25 年度　第 2 回正会員理事会
日時：平成 25 年 4 月 26 日（金）　20 時 00－22 時 45 分
場所：SKYPE を使用しての会議
出席者：正会員理事　7 名
議題：各種規程案、正会員外理事退任と顧問就任以来、理事の担当見直し、全国通訳案内士ネットワークへの参加検討、臨時総会議案と事業計画について、その他、各案を修正の後承認

平成 25 年度　第 3 回正会員理事会
日時：平成 25 年 8 月 20 日（火）　10 時 00 分－12 時 00 分
場所：JGA 事務局
出席者：正会員理事　7 名
議題：上半期事業報告及び決算報告等

平成 25 年度　第 2 回理事会
日時：平成 25 年 8 月 20 日（金）　13 時 00 分－16 時 00 分
場所：JGA 事務局
出席者：正会員理事　7 名　正会員外理事　5 名
議題：上半期事業報告及び決算報告等

平成 25 年度　第 4 回正会員理事会
日時：平成 25 年 12 月 4 日～5 日　10 時 00 分－16 時 00 分
場所：JGA 事務局
出席者：正会員理事　6 名　正会員外理事　1 名　正会員監事　1 名
議題：平成 25 年度事業報告策案及び決算報告策案等に関して

本部・支部理事活動報告

活動報告は特に所定の形式にとらわれず各理事の報告を最小限の修正に止めここに掲載しています。

会長　矢木野功次

平成 25 年 1 月～6 月

1 月 11 日（金）酒井顧問・松嶋常務・河村常務と JTBGMT 井口氏・日本旅行佐久間氏を訪問

1 月 13 日（日）「NINJA　研修会」に参加　（運営委員　萩村委員長・木脇会員・長屋会員・犬塚会員）　バネッサ柴田さんに会う。

1 月 15 日（火）横浜にて昨年 12 月挙行の「高山・白川郷・金沢研修」の反省会に出席。（石垣信子会員・柴田富恵会員他）

1 月 18 日（金）「TASAKI 研修会」（酒井顧問・松嶋常務・河村常務・泉田理事）（司会）高森美和会員　の席で開会の挨拶。

1 月 24 日（木）河村常務と AISO の会の懇談会に出席。笹谷氏と会う。

1 月 31 日（木）2 月 1 日(金)　伊藤政人理事のお伴をして、法務局訪問。JGA の公益法人→一般への移行申請を見学させていただく。

2 月 6 日（水）　新定款検討会（伊藤理事・酒井顧問・河村常務）2 月 1 日付けで移行登記完了を確認。

2 月 7 日（木）　酒井顧問・河村常務と、正会員外理事マイアソ山下宮子氏を桜新町のご自宅に訪問。

2 月 14 日(木)　郡山市にて観光庁主催の「通訳案内士シンポジウム」にて通訳案内士を代表して挨拶。根岸事務局長（連絡係）・吉田進会員・松石紀子会員（プレゼン担当）と出席。
閉会の辞を担当。

2 月 16 日（土）東京→広島　　2 月 17 日(日)「広島・宮島研修会」に出席。第四地区の南眞理子理事・実行委員の畝崎雅子会員・伊東正子会員・高味伸子会員・坂本文子会員・柏博子会員・海生郁子会員（スペイン語講師）と会う。

2 月 22 日（金）観光庁・井手憲文長官表敬訪問、伊藤政人理事・島純一郎副会長（当時）河村輝夫常務理事同行

2 月 23 日（土）～25 日（月）船堀の「新人研修会」に参加。
修了書授与式と閉会の挨拶及び懇談会に出席。

3 月 1 日（金）・2 日（土）・3 日（日）関西地区の「新人研修会」を受講。
木村秀幸常務（当時）・独語の松下修三講師・露語の浜田真理講師、実行委員の伊語の當山貴子会員・清野彩子会員と会う。
増子邦弘理事の名講義を発見。修了式・懇談会に出席。

3 月 13 日（水）与倉正明先生の会に出席。

3 月 14 日（木）「すし研修」（萩村昌代委員長が総合司会）に参加

3 月 19 日（火）常務会　伊藤政人理事・酒井謙一顧問・松嶋由雅常務理事・河村輝夫常務理事

3 月 29 日（金）理事会・総会開催

4月 10 日（水）四爺の会結成
4月 26 日（金）スカイプ会議（議長　松嶋由雅常務理事）に参加。
4月 30 日（火）5月 1 日（水）・2 日（木）
事務局にて特別留守番役の増子邦弘理事と会う。
5月 8 日（水）　本部研修委員の集まりに参加。
5月 11 日（土）酒井謙一顧問主催の「イスラム研究会」の研修に松嶋由雅常務と参加。代々木上原のジャーミー（大モスク）訪問
5月 20 日（月）JGA 主催、JNTO ・観光庁後援の浅草「ガイド制度周知デー」に参加。根岸事務局長指揮の下、別府恵子・千葉道弘・坂東英利子・神葉俊博・高森美和・黄エンキ（敬称略・順不同）が協力参加。
5月 26 日（日）「東京駅・丸の内」研修会（講師　溝口義博会員）に参加。
5月 29 日（水）「富士山研修」座学　（講師　増子邦弘理事）に参加。
5月 30 日（土）酒井謙一顧問・松嶋由雅常務理事・河村輝夫常務理事と新橋レイシア　ハラル協会を訪問、ラジフ氏と会見。このころ柴田祐秀理事の退会を確認。
6月 1 日（土）　POW 研究会主催の「被爆者と米軍捕虜」（森重明講師）に出席。
6月 10 日（月）　松嶋由雅常務理事の理事会代表意見により、与倉正明会員を観光庁長官の表彰者に推薦を決定し、ご本人の了解を得て、根岸事務局長が申請。
6月 16 日（火）「名古屋の魅力の再発見」（第二地区の山田雅子理事・布目晃子前理事主催）に参加。
6月 20 日（土）「外国人も納得する歌舞伎　A to Z 」研修会　（総合司会　萩村昌代研修委員長）に酒井謙一顧問と参加。
6月 27 日（土）酒井顧問・松嶋常務理事・河村常務理事と 6 月の常務会開催。
6月 29 日（土）・30 日（日）「新人研修会」「成田」及び「日光」に参加。
講師陣：河村輝夫常務理事・松嶋由雅常務理事・矢木野さか恵本部研修委員長・萩村昌代第一地区研修委員
7月 14 日（日）木村副会長担当第三地区研修会「富士山と祇園祭」に出席
実行委員：露語の浜田真理先生・清野彩子氏
講師「富士山」増子理事
講師「祇園祭」島田崇志氏（国際京都学会理事）
7月 23 日（火）JNTO・日本ホテル協会・日本観光振興協会を根岸事務局長と表敬訪問
8月 2 日（金）松嶋・河村両常務理事担当研修会「秋葉原食ショック」に出席
実行委員：宮本靖子氏「なでしこ寿司」にて終了。
8月 5 日（月）「日本・ASEAN 諸国観光交流促進の会」に事務局長と出席
太田昭弘国交省大臣・菅義偉内閣官房長官・久保成人観光庁長官・フィリピン・タイ・ラオス・インドネシア特命全権大使に会う。

8月8日（木）萩村昌代第一支部研修委員長担当「清掃・防災施設研修会」に出席。実行委員：長屋正子氏
講師（有明清掃工場）二階堂久和工場長（通訳案内士資格所持者）
講師（東京都臨界広域防災公園）澤職員
8月17日（土）酒井謙一顧問担当「インドネシア研修会（午前の部）」に出席。
講師：モハンマド・ハサン氏（JIAEC 日本インドネシア経済協力事業協会会長）
講師：増子理事・河村常務・宮野伸二会員
ギター演奏と合唱指揮　酒井顧問「ブンガワンソロ」（原語で）
8月20日（火）午前：第2回正会員理事協議会
午後：平成25年度第2回理事会　出席者：会長・副会長・松嶋常務・河村常務・酒井顧問（会長特別参加依頼）・山田理事・南理事・泉田理事・島理事・増子理事・根岸事務局長・伊藤政人理事・山下宮子理事（マイアソシエイツ）・大野金幸理事（国際観光振興協会）・小関政男理事（日本旅館協会）
8月25日（日）第一支部（萩村昌代委員長）主催「日本庭園」研修会に出席。
講師：池沢なるみ氏
実行委員：木脇祐香理氏・長屋正子氏
8月26日（月）・27日　第四支部（南眞理子理事）主催「小倉・門司研修会」に出席。　実行委員：相田文子氏・坂本文子氏・高味伸子氏
8月30日（金）第一支部（木脇祐香理委員）主催「刀剣」研修会に出席。
代々木の刀剣博物館にて展示鑑賞・技術研修見学
9月6日（木）於：事務局　①　研修会運営委員会に出席
増子理事（総合司会）・矢木野さか恵本部研修委員長・萩村昌第一支部研修委員長・木脇祐香理委員,河村常務・酒井顧問・根岸事務局長
於：事務局　②　ドイツ語の亀井尚美会員と情報交換
9月13日（金）第一支部（萩村昌代委員長・木脇祐香理委員）担当
「富士山砂防」研修会に出席
講師の牧野裕至氏は、奥様の牧野浩子さんがJGA 会員
9月26日（木）観光庁長官表敬訪問
久保成人長官にご挨拶と記念写真撮影後、観光地域振興部にて新垣慶太観光資源課長・地主純課長補佐・星野事務官と面談
JGA を代表して萩村昌代委員長と根岸事務局長が同行。
10月1日（火）観光庁発足五周年記念パーティに根岸事務局長と出席。
久保成人長官、舩山竜一前JGA 会長に挨拶。
ビジットJAPAN大使の辻村聖子会員も参加。
10月11日（木）「やまとごころ」（村山慶輔氏主宰）講習会に出席
JA ビル大手町（コナカフェ・サロン）にて小松崎友子講師の「香港の訪日マーケット」及び新宿御苑前会場にて村山慶輔氏の 講演を拝聴。

10 月 15 日（火）大手町会場にて近藤剛講師の「中国旅遊法」についての討論会に出席。河村常務も参加。

10 月 16 日（水）「2020 年東京五輪準備会」（観光庁主催）シンポジューム に根岸事務局長と出席。長官も臨席、受講者 300 人 JGA の五輪参加に向け大いなるヒントを得る。

10 月 23 日（水）午前 8 時、横浜インターコンチネンタルホテルから、JGA 会員が添乗する三重県某高等学校の修学旅行バス 8 台の出発を見送る。ガイドは、正会員（英語）千葉氏をチーフに、伊藤容子氏、菅野紀子氏、別府恵子氏、東田氏・赤尾勝史氏・渡辺靖氏・松本恵子氏の計 8 名

10 月 24 日(木)　辻村聖子氏発案のハガキ通信「きづな通信」創刊号の発行を確認する。萩村昌代氏・別府恵子氏・矢木野さか恵氏他が参画。

11 月 13 日（水）JNTO の要請により、12 月 8 日 25 年度通訳案内士口述試験委員に関東地区 5 名を選定また関西地区は木村副会長が 6 名を選定。試験委員には年齢制限満 70 歳定年を知る。

11 月 22 日（金）時事通信社に於いて、iJUMP 自治体実務セミナー「インバウンド大作戦」（アジアからの観光客誘致）を聴講する。

「観光立国の実現に向けて」佐藤善信観光庁次長

「ハラルはイスラムのおもてなし」マレーシア・ハラルコーポレーション代表取締役　アクマル・アブ・ハッサン氏

「台湾への出店経緯」和倉温泉（株）加賀屋代表取締役小田禎彦会長「ドン・キホーテ流　観光立国への挑戦」中村好明代表取締役社長「観光交流」衆議院議員　二階俊博全国旅行業協会会長

11 月 28 日（木）①「日本の観光」の今と未来を考える

東大教授・読売新聞編集長・JTB 副社長・阿蘇市長他の「おもてなし」の精神を討論する。

11 月 30 日（土）JGA 主催・マイアソシエイツ取扱「医療通訳講座」開校式にて挨拶

12 月 04 日（水）平成 25 年度第 3 回正会員理事会①開催

12 月 05 日（木）平成 25 年度第 3 回正会員理事会②開催

イヤーエンドパーティーにて開会の挨拶

第一支部　理事　増子　邦宏

1）任満理事としての総括

私は企画・講師・手伝い・聴講と現理事の中では最も幅広く研修に関与させて頂いた一人かもしれません。その際にベテランの人柄に触れて自己研鑽できたことを心から感謝しておりますが、研修関与が理事としての私の貢献とは考えておりません。理事が運営委員長を実質兼務している地方支部では事情が大きく異なりますが、関東における研修成功の功労者は理事でなく、あくまで本部および第一支部の運営委員長以下の運営委員である現実を直視すべきです。執行役員および第一支部の理事としては、自分達の存在意義とか運営委員との違いを根本から認識しなければなりません。

「理事としての最大貢献は任期の最後の半年間、後任の編集担当理事としてトラコンを中断せずに発刊させたこと」と人は言うかもしれません。しかしこれも献身的な運営委員が編集委員長として実務を引き受けてくれた賜物であり、私の実績ではありません。

2）私が自負する第1支部選出の理事としての成果

① 理事ネット上での質疑に積極参加、会員などからのクレイムに誠心誠意対応(商品ダイレクトメール事件、氏名誤記、不祥事など)。理事会へ議案提出とか観光庁長官表敬訪問時の想定問答集作成など理事会あてに問題提起と啓発に終始

② 5月の黄金週に事務所の留守番として勤務、職業紹介などの依頼に即応

③ 今まで運営に関与してこなかった正会員(定年退職者)4名で有志グループを結成、事務局で議論を繰り返し、職業斡旋・日本観光地理・Walking Tour・多言語習得・お客様を楽しませる術に関する Working Group を始動すべく基盤を整備済

④ 今回の総会への中長期計画立案を含め理事間での施策の検討、執行役員間のコミュニケーション強化を理事ネットおよび理事会で終始主張

3）理事会および事務局長に対する評価と今後の運営

「方針と決定がなく理事会が機能していないこと」が JGA の最大の問題点と看破、在任わずか1年数か月とは言え理事の一員として、私は深く反省しています。理事から事務局の対応に関する批判が何回もありました。それでも事務局がきちんと判断してきたから今日まで協会が存続できたのです。歴代の理事会も多分似たような存在だったであろうと推測できますが、少なくとも現理事会はあまりに存在感がありません。事務局長には私も何回も被害を受けていますので、事務局に対する不満はよく理解できます。しかし根岸氏は余人を持って代えられない事務局長と私は尊敬して、彼を立てる努力をしてきました。

現理事会で会務のために最も時間をさかれ、かつ心労が激しかった方は常務理事2名であることは誰もが認めるでしょう。そして同時に最大の貢献者は矢木野会長と事務局長であると私は声を大にして言いたいのです。さらに企画から実施まで大イベントを担当して収益をあげるなど大活躍しているのが本部および支部の運営委員会です。

近い将来に事務局長後継者を採用することは危機管理的視点からも私は賛成です。しかし新理事会が本来の機能を発揮するのを見届けるまで事務局長は名前だけでも根岸氏が最適であり、矢木野功次氏は引き続き会長あるいは最高顧問として高所からご指導を仰ぐべきシンボル的逸材と確信しております。

第三支部　副会長　木村　秀幸

1 月 15 日　第 1 回運営委員会開催　第 1 回研修について討議　参加　松下修三、浜田真理、當山貴子各運営委員
2 月 14 日　第 2 回運営委員会　第 1 回研修実施　貸切バスにて宇治茶業センター、浄瑠璃寺訪問　参加 24 名
3 月 1 日　新人研修実施　37 名参加
3 月 13 日　河村常務理事の訪問を受け、JGA 全般について情報交換
3 月 29 日　JGA 総会参加
5 月 30 日　第 3 回運営委員会　第 2 回研修について討議　参加　浜田真理、清野彩子各運営委員
7 月 14 日　第 4 回運営委員会　第 2 回研修実施　祇園祭　参加 30 名
8 月 22 日　第 5 回運営委員会　第 3 回研修について検討　参加　浜田真理、清野彩子各運営委員
9 月 5 日　第 6 回運営委員会　第 3 回研修実施　歌舞伎　参加 30 名
11 月 20 日　第 7 回運営委員会　平成 26 年第 1 回研修について検討　参加　浜田真理、清野彩子各運営委員
12 月 12 日　第 8 回運営委員会　平成 26 年第 1 回研修について最終検討　参加　浜田真理、清野彩子各運営委員

第一支部　常務理事　河村　輝夫

1 月　TASAKI 真珠研修会のスタッフ業務、
2 月　新人研修のスタッフ及び座学講師、総会、理事会、正会員理事会、常務会、各種打合わせへの参加、
5 月　中国研修のスタッフ業務、（一社）AISO との各種連絡仲介、文教大学高井典子准教授の通訳案内士に関する研究執筆へのインタビュー協力、東洋大学島川崇准教授の教え子の同大学大学院生高島美江氏の無資格通訳ガイドの問題の研究へのインタビュー協力、トラベルジャーナリストでエイエスエス（株）の役員中村正人氏の通訳案内士研究へのインタビュー協力、
6 月　新人研修のスタッフ及び座学講師など。
7 月　酒井顧問、ハサン氏、エフィンディ氏と東京ジャーミーの
イフタール（断食期間中に断食を終わった後の夕食）の招待で参加。
TCGC 歴史研究探索グループ研修会に参加、当協会の広報を行う。
8 月　文教大学高井典子准教授及びエクスプローラーズジャパン赤堀浩一郎代表の通訳案内士研究に関する出版関係の著作原稿の関連個所の確認を行う。

8月　インドネシア文化研修に参加、経験談発表。
8月2日　本部研修「秋葉原ショック研修」参加
8月20日　正会員理事会及び理事会への出席。
20 日正会員理事会での決議により開始した理事ネット上での事務局長週報に対して必要な処理、稟議などの対応を事後継続的に主導。
9月 AISO メールマガジンの内容を適宜理事ネット、本部運営ネット、第一支部運営ネット等で紹介。
9月6日　今後の研修全体の在り方などに関する打合せ出席。
9月中旬　米国人似顔絵師を事務局へ案内、根岸事務局長、増子理事と交流を図り、その後 JGA の広報的短編動画を無料で作成してもらい理事ネット等で報告。
9月 12、13 日 JATA 旅博にて参加団体の商談通訳者として参加。関係者等に通訳案内士及び JGA の周知活動。
10月　元ハロー通訳アカデミー理事長植山源一郎氏に中国の改正旅遊法の我が国でのインバウンドへの影響に関して問い合わせ及び回答内容を理事ネット等で報告。
10月8日、イヤーエンドパーティー2013 の打合せに出席。
10月中旬「やまとごころ」関連の「大手町コノカフェ・サロン」講演会に参加。主催者及び講師に JGA 及び通訳案内士の意義などの説明・意見交換。
10月下旬　事務局にて矢木野会長、根岸事務局長、伊藤理事と事務局賃貸借契約継続の可否に関する財務状況を確認。
10月下旬　トラコン編集担当理事の要請により 12 月号の記事の内容を確認。
10月 28 日付のスポーツニッポン新聞の東京五輪と通訳案内士の特集記事を同日 JGA ネット、理事ネット、本部運営ネット、第一支部運営ネット等で紹介。
11月初頭日光江戸村・時代村副社長・増子理事、TOTAK 副会長丸田氏と江戸村にて会談。ツアー造成、相互協力の可能性等の打診。
11月 24～25 日、全国通訳案内士地域連携研修 in 会津若松に参加、当協会正会員及び他団体の会員等の通訳案内士と意見交換等。
11月 27～29 日、横浜パシフィコでのトラベルマート 2013 に参加企業の通訳スタッフとして参加し、また、28 日にこれに関連して行われた AISO の総会及び懇親会に参加してこれらに参加していたインバウンド業界関係の企業、団体等に当協会の活動等の広報を行う。
12月3日、2013 年度新人研修実行委員会の打合わせに同席。
12月4、5日、正会員理事会に出席。
12月5日、銀座ブロッサムにてのイヤーエンドパーティー2013 に参加、ゲスト等の接受等の対応。
12月5日、JCC の忘年会に参加し、当協会の広報を行い、関係者との交流。
12月7日、TCGC 英語グループの忘年会に参加し、当協会の広報を行い、関係者との交流。

第一支部　常務理事　松嶋　由雅（平成25年8月20日辞任）

① 2012年度新人研修関東（2013年2月開催）で座学講師・コーディネーターを務める。企画準備段階から事務作業を含め研修を主導。
② 本部研修「パソコン基礎講座」の企画準備・座学講師
③ 通常総会議案作成・修正作業
④ 新人研修成田・日光で、座学講師と成田実習コーディネーター業務。
⑤ 事務局運営規程、幹部役員会規程など諸規定の作成補助・修正
⑥ JGA通訳ガイド検索システムのサポート業務
⑦ Mixiなどを活用した各種研修の宣伝
⑧ 機関紙トラベルコンパニオンの編集・電子版作成
⑨ JGAアミカル（年間行事フォトアルバム）の編集・作成
⑩ 本部研修などの案内文と申込書作成・修正
⑪ その他、事務局のサポート、各種フォームの作成、総会・理事会への参加、正会員理事会での司会、IT担当としてIT関係の質問への回答等

第二支部　理事　山田雅子

平成25年4月26日（金）スカイプ理事会出席　初期担当
平成25年5月　第二地区研修計画　布目運営委員と電話・電子メールにて研修内容検討・決定
平成25年6月16日（日）第二地区「名古屋の魅力再発見　徳川美術館と大須探索」　受講者：14名

第四支部　　理事　南眞里子

平成25年2月16日（土）　2月17日の広島研修講師との打ち合わせ出席
平成25年2月17日（日）　第四地区　広島研修参加
平成25年4月26日（金）　スカイプ理事会出席
平成25年8月20日（火）　理事会出席　書記担当
平成25年8月26日（月）　第四地区北九州・小倉研修参加
平成25年8月27日（火）　第四地区門司港レトロOPツアー研修参加
平成25年12月4－5日　正会員理事会出席

通訳案内士新人研修会

（関東地区 1）

期　　間：平成25年2月23日(土)～2月25日（月）3日間
第一日目：都内（明治神宮・お台場・羽田）
第二日目：鎌倉・箱根
第三日目：都内実習（皇居・六本木ヒルズ・浅草）
受講者数：47名
講師：矢木野さか恵、池沢なるみ、伊藤淳子
講師・コーディネーター：河村輝夫、松嶋由雅
コーディネーター：高森美和、宮本靖子、反町満美

（関東地区 2）

期　　間：平成 25 年 6 月 29 日（土）～30 日（日）2 日間

第一日目：成田空港実習

第二日目：日光実習

受講者数：19 名

講師：矢木野さか恵、萩村昌代

講師・コーディネーター：河村輝夫、松嶋由雅

（関西地区）

期間：平成 25 年 3 月 1 日（金）～3 日（日）3 日間

受講者数：37 名

講師：副会長　木村秀幸、松下修三、浜田真理、チャオ岡田

コーディネーター：清野彩子　　飛田奈々　當山貴子

見学・講習・研修会

本部研修

1.「第 2 回パソコン基礎研修」

日時：平成 25 年 1 月 27 日（日）　14：00－15：35

場所：JGA 事務局

講師：常務理事　松嶋由雅

参加者：4 名

2.「異文化研修ーイスラムの世界」

日時：平成 25 年 5 月 11 日（土）　10：00－15：30

場所：JGA 事務局（座学）、東京ジャーミー（実習）

講師：顧問　酒井謙一

参加者：14 名

研修報告：　TRAVEL COMPANION　2012 年 6 月号に掲載。

3.「富士山観光のすべて（座学）」

日時：平成 25 年 5 月 29 日（水）10：00－12：00

　　　：平成 25 年 5 月 29 日（水）14：00－16：00

　　　：平成 25 年 5 月 30 日（木）14：00－16：00

場所：JGA 事務局

講師：理事　増子　邦宏

参加者：31 名（3 回合計）

4.「中国語ガイド研修会」
日時：平成 25 年 6 月 1 日（水）9：30－12：30
場所：JGA 事務局
講師：理事　泉田　俊英　増子　邦宏、矢木野さか恵運営委員長
参加者：15 名

5.「富士山現地研修」
日時：平成 25 年 7 月 2 日（火）10:15－16:45
場所：富士山及びその周辺観光地
講師：小野　俊彦氏、（一財）ふじよしだ観光振興サービス、増子　邦宏
運営委員：杉本　華寿美、長屋　正子、矢木野　さか恵
参加者：20 名

6.「秋葉原食ショック研修」
日時：平成 25 年 8 月 2 日（金）12:30－15:00
場所：JGA 事務局及び秋葉原エリアの飲食店など
講師：松嶋　由雅
運営委員：反町　満美、宮本　靖子
参加者：10 名

7.「インドネシア文化研修会」
日時：平成 25 年 8 月 17 日(土)　10:00－11:30、13:00－14:30
場所：JGA 事務局
講師：モハンマド＝ハサン氏
　　　増子　邦宏、宮野　伸二、河村　輝夫
担当：酒井　謙一　運営委員：沢本　和歌子
参加者：16 名（会員 13 名、非会員 3 名）

本部・支部共催研修

1　平成 25 年 1 月 18 日（金）「田崎真珠研修会」
会場名：TASAKI 銀座本店、5 階、A,B　ROOM
受講者数：正会員＋その他　64 名
講　師：TASAKI 社員
運営委員：会長　矢木野功次、常務理事　河村輝夫　理事　泉田俊英
顧問　酒井謙一

支部研修

第1支部研修

1.　平成25年1月13日（日）「「NINJA」～現代の忍びの精神に触れる～」
会場名：港勤労福祉会館
受講者数：67名（正会員53名、非会員14名）
講　師：柴田バネッサ氏（時代アカデミー、通訳案内士）
米田和近氏（時代アカデミー　頭目）
運営委員：木脇祐香理委員、萩村昌代委員長、長屋正子委員、犬塚淳子委員
研修報告：トラベルコンパニオン2013年2月号に掲載
（原稿：坂本文子、吉田進）

2　平成25年2月21日（木）「早春の皇居と東御苑植物観察研修会」
場所：皇居　皇居東御苑
受講者数：　31名（正会員30名、非会員1名）
講　師：海老原章子（JGA正会員）
運営委員：杉本華寿美委員、萩村昌代委員長、犬塚淳子委員（会計）、
研修報告：トラベルコンパニオン2013年6月号に掲載
（原稿：東田真樹、羽深紀久子、海老原章子）

3.　平成25年3月14日（木）「築地で寿司と市場を極める」
会場名：築地市場、及び築地玉寿司晴海通り店
受講者数：正会員50名（正会員46名、非会員4名）
講　師：中野里陽平氏（株式会社玉寿司　代表取締役社長）
大林準之助氏（株式会社玉寿司　営業部技術調理長）
井上裕文氏　（株式会社玉寿司　営業部）
運営委員：木脇祐香理委員、萩村昌代委員長、長屋正子委員
研修報告：トラベルコンパニオン2013年8月号に掲載
（原稿：大谷岳、辻村聖子）

4.　平成25年5月26日（日）「よみがえった東京駅と丸の内の最新情報」
場所：東京駅丸の内エリア
受講者数：正会員33名（正会員32名、非会員1名）
講　師：溝口義博（JGA正会員・一級建築士・一級建築施工技士）
運営委員：長屋正子委員、木脇祐香理委員、萩村昌代委員長
研修報告：トラベルコンパニオン2013年6月号に掲載（原稿：智田三千代）

5.　平成25年6月20日（木）「外国人も納得する歌舞伎A to Zと
バックステージツアー」
会場名：国立劇場
受講者数：正会員58名（正会員50名、非正会員8名含む）
講　師：吉野明子氏（国立劇場調査養成部資料サービス課）
大原雄氏（ジャーナリスト、評論家、日本ペンクラブ理事）
吉岡達夫氏（国立劇場営業部営業課営業係長）
運営委員：萩村昌代委員長、木脇祐香理委員、長屋正子委員
研修報告：トラベルコンパニオン2013年8月号に掲載
（原稿：高森美和、野副信子、川島慶子）

6.　平成 25 年 8 月 8 日（木）「ゴミ処理工場と防災施設の見学研修」
会場名：有明清掃工場（午前）、東京臨海広域防災公園（午後）
受講者数：20 名（正会員 15 名、非会員 5 名）
講師：二階堂久和氏（東京二十三区清掃一部事務組合有明清掃工場長）、
澤善裕氏（東京臨海広域防災公園スタッフリーダー）
運営委員：萩村昌代委員長、長屋正子委員
研修報告：トラベルコンパニオン 2013 年 10 月号に掲載
（原稿：今井寿美子、宮本靖子）

7.　平成 25 年 8 月 25 日（日）「庭園研修・日本庭園を語ろう」
会場名：港勤労福祉会館
受講者数：43 名（正会員 38 名、非会員 5 名）
講師：池沢なるみ氏（JGA 正会員）
運営委員：萩村昌代委員長、木脇祐香理委員、杉本華寿美委員、長屋正子委員
研修報告：トラベルコンパニオン 2013 年 10 月号に掲載
（原稿：沢本和歌子、桐生新子）

8　.平成 25 年 9 月 13 日（金）「富士山と日本～観光、砂防、そして防災～」
会場：港勤労福祉会館
受講者数：25 名（正会員 24 名、非会員 1 名）
講師：酒井光弘氏（山梨県観光資源課総括課長補佐）、
酒谷幸彦氏（国交省水管理・国土保全局砂防部保全課砂防施設評価分析官、前山梨県県土整備部長）
牧野裕至氏（一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構統括研究員、元国交省砂防部長）
運営委員：萩村昌代委員長、木脇祐香理委員、杉本華寿美委員
研修報告：トラベルコンパニオン 2013 年 12 月号掲載
（原稿：高塚由希子、早川榮一）

第 2 支部研修

1　平成 25 年 6 月 16 日（日）第二地区「名古屋の魅力再発見　徳川美術館と大須探索」
場所：徳川美術館　名古屋大須商店
受講者：正会員 14 名
講師：徳川美術館　学芸員　大須案内人
運営委員：布目晃子委員

第 3 支部研修

2 月 14 日　第 1 回研修「日本茶についてもっと知ろう」「浄瑠璃寺」
午前 9 時から 5 時
貸切バスにて宇治茶業センター、浄瑠璃寺訪問　参加 24 名
講師　宇治茶業センター担当者、浄瑠璃寺住職

7 月 14 日　第 2 回研修「祇園祭」
会場京都府国際センター午後 1 時 30 分から 5 時 30 分　参加 30 名
講師　島田崇志（京のまつり研究会会長）

9 月 5 日　第 3 回研修　歌舞伎　会場京都造形芸術大学　参加 30 名
午後 1 時から 4 時
講師　おくだ健太郎（歌舞伎ソムリエ）

第 4 支部研修

1. 広島研修
日時：　平成 25 年 2 月 17 日（日）9:30-1730
場所：　広島平和公園、平和記念資料館・宮島
受講者数：45 名（内正会員 24 名、正会員外 21 名）
講師：　畝埼雅子、海生郁子、柏博子、高味伸子、
伊藤正子（全 JGA 正会員）
コーディネーター：　高味伸子
運営委員：高味伸子委員長、坂本文子委員、相田文子委員
研修報告：トラベルコンパニオン 2013 年 8 月号掲載
（原稿：　丹羽やよい（大阪）

西條無料 walking　OP ツアー研修
日時：　平成 25 年 2 月 18 日　（月）
講師：　畝崎雅子　（畝崎会員のご厚意により研修が催行されました。）
参加者数：13 名

2. 北九州・小倉研修,　9:30-18:00
日時：　平成 25 年 8 月 26 日（月）
場所：　北九州、TOTO 工場、小倉城、小倉庭園、旦過市場
受講者数：16 名（内正会員 12 名、正会員外 4 名）
コーディネーター：　相田文子
運営委員：相田文子委員長、坂本文子委員、高味伸子委員
研修報告：トラベルコンパニオン　2013 年 10 月号掲載
（原稿：坂本文子）

門司港レトロ OP ツアー研修
日時：　平成 25 年 8 月 27 日（火）8:40-11:30
参加者：　8 名　（内正会員 7 名、正会員外 1 名）
コーディナーター：相田文子（相田会員のご厚意により研修が
催行されました。）

刊行物、刊行図書

会誌トラベルコンパニオン発行

平成 25 年 2 月号（第 3855 号）　特集　研修「高山・白川郷五箇山・金沢ゴールデンルートを極めるバスツアー」

平成 25 年 4 月号（第 386 号）　平成 25 年度通常総会

平成 25 年 6 月号（第 387 号）　特集　研修事業

平成 25 年 8 月号（第 388 号）

平成 25 年 10 月号（第 389 号）

平成 25 年 12 月号（第 390 号）

表 彰

なし

格付審査

A 級格付審査は、正会員の申請に基づき、平成 25 年 3 月 29 日開催の格付委員会（審査委員：矢木野会長・松嶋常務理事・河村常務理事）において厳正なる審査の上、3 名を決定した。

B 級昇格者は平成 25 年度上半期で 5 名を認定した。

A 級格付審査は、正会員の申請に基づき、平成 25 年 8 月 20 日開催の格付委員会（審査委員：矢木野会長・河村常務理事）において厳正なる審査の上、4 名を決定した。

職業紹介

巻末に添付参照

会員動静

	平成 24 年 12 月 31 日現在	平成 25 年 12 月 31 日現在	増減
正会員数	766 名	647 名	▲119 名
賛助会員数	8 名	9 名	1 名
名誉会員数	1 名	1 名	0
計	775 名	657 名	▲118 名

賛助会員：（公社）日本観光振興協会、（一社）日本ホテル協会、
（一社）日本旅館協会（社）国際交流サービス協会、
（株）マイアソシエイツ（株）日本刀剣、（株）朝日堂、
（株）旅行綜研（計 8 社）（株）田崎真珠

国土交通省・観光庁・JNTO・広報活動等

・通訳案内士養成講座：平成24年10月～25年2月(観光庁主催・日本添乗サービス協会（TCSA）取扱)通訳案内士制度・試験・仕事の実態に関する周知セミナーを介して受験者数の拡大のため、札幌～沖縄全国20箇所、TCSAが各地区講師（通訳案内士）選出であったが、約90%はJGA会員が講師として担当した。

・通訳案内士日本文化研修シンポジウム：平成25年2月（観光庁主催・JTB総合研究所取扱）後半の 30 分時間を割いて頂き、一般聴衆者対象に通訳案内士制度周知のために矢木野会長が通訳案内士業界を代表して挨拶、更に当協会正会員2名社寺訪問の際のガイドの現場での役割を実演・説明した。

・栃木県通訳案内士高度化セミナー：平成25年2月(観光庁主催・JTB総合研究所取扱)事務局長が通訳案内士資格活用した就業活動に関して講義。

・埼玉県おもてなしセミナー：平成25年2月（埼玉県主催・JTB法人埼玉取扱）埼玉県内観光ボランティアガイドを対象に事務局長がインバウンド動向・訪日観光客に関する接遇及び語学に関して講義した。

・和歌山県おもてなしセミナー：平成25年3月（和歌山県主催）訪日観光客を接遇する事務局長がインバウド動向及び接遇・語学に関して講義した。

・通訳案内士制度周知調査（観光庁主催）：当協会から正会員・中国語通訳案内士1名を派遣、観光庁担当官及び事務局長が帯同し皇居前で制度の周知活動を行った。

・通訳案内士試験制度見直し勉強会（観光庁主催・非公開）：平成24年11月～平成25年1月：事務局長が3回出席。参加者は、様々な立場から、新方式に関する情報交換及び具申した。

・通訳ガイドサービス体験デー（JGA主催、台東区・観光庁後援）：平成25年　5月試験概要発表日に当協会から8名正会員を派遣、訪日観光客及び通訳案内士試験制度に関心のある日本人を浅草・浅草寺で英語・中国語でガイディング。通訳案内士のサービスの体験を通して受験者数の拡大と制度の周知活動を行った。

・JGA通訳ガイドシステムをJNTOホームページにリンク。

・高津川流域特区通訳案内士育成研修（益田地区広域市町村圏事務局主催）：平成25年5月～10月の6ヶ月間10回当協会正会員2名（英語・韓国語）を語学研修講師として派遣。事務局では当該事務局が事前に内閣府企画申請に関わる、語学及び実務研修に関して助言をした。

・福島特別通訳案内士育成研修（福島県主催・JTB法人営業部郡山支店取扱）平成25年12月より英語及び中国語語学研修に講師として当協会正会員英語1名及び中国語一名派遣する。

・通訳案内士口述試験委員派遣
平成25年12月8日（日）JNTOの要請に応えて東京・京都に試験委員を派遣；　東京会場：6名　　京都会場：6名

・通訳案内士周知ビデオ取材協力（観光庁主催・株式会社三菱総合研究所取扱）通訳案内士周知及び制度見直しの一環として通訳案内士団体として当協会で通訳案内士協会の役割等を紹介する。

・ケイコとマナブ取材協力

平成 25 年 12 月 25 日発売号に通訳案内士の資格の紹介掲載。当協会の萩村昌代正会員が取材対象として登場。

・ 理想の詩取材協力

理想科学工業株式会社季刊誌（ユーザーへの贈呈雑誌）の「あらゆるジャンルの伝えるカタチ“コミュニケーション百科全書”日本の魅力を伝える一通訳ガイドのおもてなし術」に事務局長の話を掲載。

ガイド検索システム・JGA ホームページ等運営状況

ガイド検索システム

・様々で些細な問題が発生したが、開発会社及び担当役員のサポートで現在は特に顕著な問題はなく事例を集約し、事務局で簡易な事は対応可能。

JGA ホームページ

・システム開発会社が迅速にホームページ修正に対応。

JGA ウオーキングツアー

・開発担当者が脱会してシステムの詳細が不明のため近々に対応が必要。

システムに関しては組織としては、若干経費が掛かっても安定的・永続的運営が必須なので来年度予算に反映すること必要。

その他特記事項

三重県内某公立高校東京市内観光バスに通訳案内士がガイド

・近畿ツーリストよりの依頼でバス 8 台に 8 名の正会員（英語）を紹介する。

趣旨は、単なる物見遊山でなく、学んでいる英語を使って日本歴史・地理・一般常識をいかに海外のお客様に伝えるかを実感することということで、担当した会員には一度事務局で集合し、案内方法などの擦り合せをし、十分な成果を得ることが出来た。新しい修学旅行の形として今後関係箇所へ企画提案予定。

某大学東京都内観光に通訳案内士がガイド、都内某大学ガイド講座 5 日間講座

第 2 号議案　平成 25 年度　決算報告書

平成 25 年度　収支決算書

自：平成 25 年　1 月　1 日
至：平成 25 年 12 月 31 日

【収入の部】

（単位：円）

科　目	予 算	決 算	比較増減(▲)	備考
諸会費収入	10,840,000	10,668,750	▲171, 250	
入会金	750,000	670,000	▲80, 000	
会費	9,750,000	9,558,750	▲191, 250	
賛助金	340,000	440,000	100, 000	
事業収入	5,349,000	9,323,992	3, 974, 992	
新人研修事業収入	2,490,000	2,731,000	241, 000	
刊行物収入	839,000	1,209,480	370, 480	
広告料収入	60,000	80,000	20, 000	
講習会収入	1,860,000	5,243,512	3, 383, 512	
ガイド検索収入	100,000	60,000	▲40, 000	
雑収入	90,000	118,461	28, 461	
当期収入合計（A）	16,279,000	20,111,203	3, 832, 203	

【支出の部】

科　目	予　算	決　算	比較増減(▲)	備考
事業費	**5,637,000**	**7,525,231**	**1,888,231**	
教育事業費	3,128,000	4,799,603	1,671,603	
（講習会経費）	1,460,000	4,264,555	2,804,555	
（資料刊行費）	1,668,000	535,048	▲1,132,952	
新人研修事業費	1,500,000	1,830,717	330,717	
職業紹介事業費	849,000	774,174	▲74,826	人件費/通信費見合
地区活動費	160,000	120,737	▲39,263	
管理費	**9,979,000**	**9,668,094**	**▲310,906**	
人件費	3,680,000	3,696,689	16,689	
借家費	2,460,000	2,326,805	▲133,195	
一般事務費	3,839,000	3,644,600	▲194,400	
会議費	800,000	570,434	▲229,566	
印刷費	190,000	229,750	39,750	
通信費	353,000	322,413	▲30,587	
消耗品費	1,356,000	1,302,069	▲53,931	
ウエブ管理費	100,000	0	▲100,000	
交通運搬費	80,000	14,780	▲65,220	
諸会費	52,000	162,000	110,000	
ガイド検索費	378,000	442,575	64,575	
雑費	370,000	395,079	25,079	
公租公課	160,000	155,500	▲4,500	
雑損失	0	50,000	50,000	
当期支出合計（B）	**15,616,000**	**17,193,325**	**1,577,325**	
当期収支差額(A)-(B)	**663,000**	**2,917,878**	**2,254,878**	

収　支　決　算　書

（平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日）

（単位：円）

科目	予　算	決　算	比較増減(▲)	備考
1.収入の部				
入会金	750,000	670,000	▲80,000	
会費収入	9,750.000	9,558,750	▲191,250	
賛助金	340.000	440,000	100,000	
事業収入	5,349,000	9,323,992	3,974,992	
雑収入	90,000	118,461	28,461	
当期収入合計(A)	**16,279,000**	**20,111,203**	**3,832,203**	
前期繰越収支差額	**2,897,477**	**2,897,477**	0	
収入合計(B)	**19,176,477**	**23,008,680**	**3,832,203**	
2.支出の部				
事業費	5,637,000	7,525,231	1,888,231	
管理費	9,979,000	9,668,094	▲310,906	
当期支出合計(C)	**15,616,000**	**17,193,325**	**1,577,325**	
当期収支差額(A)-(C)	**663,000**	**2,917,878**	**2,254,878**	
次期繰越収支額 (B)-(C)	3,560,477	5,815,355	2,254,878	

貸　借　対　照　表

（平成 25 年 12 月 31 日現在）

（単位：円）

科　目	金　額		
1.資産の部			
1.流動資産			
現金預金	7,740,451		
前払費用	198,083		
出版図書	661,325		
流動資産計		8,599,859	
2.　固定資産			
差入保証金	928,480		
固定資産計		928,480	
資産合計	9,528,339		9,528,339
2.負債の部			
1.流動負債			
前受金	2,635,000		
預り金	77,984		
流動負債計		2,712,984	
負債合計	2,712,984		2,712,984
3.正味財産の部			
基本金	1,000,000		
前期繰越利益金	2,897,477		
当期利益金	2,917,878		
正味財産合計		6,815,355	6,815,355
負債及び正味財産合計	9,528,339		9,528,339

次 期 繰 越 収 支 差 額

（単位：円）

科　　　目	前期末残高	当期末残高	増　　減
預 金 現 金	4,592,255	7,740,451	3,148,196
未　収　金	34,635	0	▲34,635
前 払 費 用	0	198,083	198,083
出 版 図 書	851,030	661,325	▲189,705
合　計	5,477,920	8,599,859	3,121,939
未　払　金	17,295	0	▲17,295
預　り　金	10,628	77,984	67,356
前　受　金	2,481,000	2,635,000	154,000
合　計	2,508,923	2,712,984	204,061
次期繰越収支差額	2,968,997	5,886,875	2,917,878

正 味 財 産 増 減 計 算 書

（平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日）

科　　目	合計	公益事業	収益事業
1　正味一般財産増減の部			
1　経常増減の部			
(1) 経常収益			
①入会金収入	670,000	670,000	
②会費収入	9,558,750	9,558,750	
③賛助金収入	440,000	440,000	
④研修事業収入	2,731,000	2,731,000	
⑤刊行物収入	1,209,480		1,209,480
⑥広告料収入	80,000	80,000	
⑦講習会収入	5,243,512		5,243,512
⑧ガイド検索収入	60,000	60,000	
経常収益計	19,992,742	13,539,750	6,452,992
(2)経常費用			
①　事業費			
講習会経費	4,264,555		4,264,555
資料刊行費	535,048	163,912	371,136
研修事業費	1,830,717	1,830,717	
職業紹介事業費	774,174	774,174	
地区事業費	120,737	120,737	
事業費計	7,525,231	2,889,540	4,635,691
②事務費			
人件費	3,696,689	2,513,749	1,182,940
借家費	2,326,805	1,582,227	744,578
会議費	570,434	387,895	182,539
印刷費	229,750	156,230	73,520
通信費	322,413	219,241	103,172
消耗品費	1,302,069	885,407	416,662
交通運搬費	14,780	10,050	4,730
諸会費	162,000	110,160	51,840
雑費	395,079	268,654	126,425
公租公課	155,500		155,500
ガイド検索費用	442,575	442,575	
雑損失	50,000		50,000
事務費計	9,668,094	6,576,188	3,091,906
経常費用計	17,193,325	9,465,728	7,727,597
当期経常増減額	2,799,417	4,074,022	▲1,274,605
2　経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①刊行図書送料	70,360		70,360
②利息	556	378	178
③格上手数料	42,080	42,080	
⑤　就業手帖発行手数料	4,580	4,580	
⑥　その他	885	885	
経常外収益計	118,461	47,923	70,538
当期一般正味財産増減額	2,917,878	4,121,945	▲1,204,067
一般正味財産期首残高	11,763,392	15,671,601	▲3,908,209
一般正味財産期末残高	14,681,270	19,793,546	▲5,112,276

財　　産　　目　　録

（平成 25 月 12 月 31 日現在）

（単位：円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資 産 の 部		負 債 の 部	
1．流動資産		1．流動負債	
（1）現金	17,258	(1)前受金	2,635,000
（2）預貯金	7,723,193	①翌年度会費	1,620,000
① 普通預金	7,723,193	②講習会会費	1,015,000
三井住友銀行丸ノ内支店	2,549,709	（2）預り金	77,984
三井住友銀行丸ノ内支店(研修)	935,867		
みずほ銀行銀座支店	2,711,877		
三井住友銀行丸ノ内支店(検索)	36,000	流動負債　計	2,712,984
郵便貯金	1,489,740	負債　合計	2,712,984
（3）前払費用	198,083	正味財産の部	
（4）出版図書	661,325	（1）正味財産	6,815,355
ガイド・テキスト	204,000	正味財産　計	6,815,355
観光日本地理	65,016		
日本文化外交小史	16,309		
ガイド必携	376,000		
流動資産　　計	8,599,859		
2．固定資産			
（1）差入れ保証金	928,480		
三葉工業（株）	928,480		
固定資産　計	928,480		
資　　産　　合　　計	9,528,339	負債及び正味財産合計	9,528,339

監　査　報　告

一般社団法人　日本観光通訳協会

会長　矢木野功次殿

一般社団法人日本観光通訳協会の平成25年度決算報告書、関係書類などに係る処理状況と業務執行状況を監査しましたところ、いずれも重要な点において適正に処理されておりましたことを認めます。

平成26年1月17日

一般社団法人　日本観光通訳協会

監事（正会員）山本　憲雄　印

監事（正会員）大瀬　利行　印

第３号議案　一般社団法人移行に伴う経過報告書

⑴　一般社団法人移行後の公益目的財産額の確定について

本協会は、平成 25 月 2 月 1 日付け民法特例法人から一般社団法人移行に伴う公益目的財産額について 6 月 18 日確定した。

内閣府への申請受付年月日

平成 24 年 9 月 13 日	**移行認可申請**	**1 月 31 日**	**認可**
平成 25 年 2 月 8 日	**移行登記完了届出(移行認可)**	**2 月 12 日**	**処分完了**
平成 25 年 4 月 10 日	**公益目的財産額の確定手続**	**6 月 18 日**	**処分完了**

⑵　公益法人制度改革の経緯

公益法人制度改革に関する３つの法律が平成 18 年 6 月 2 日(法律第 48 号)公布され、平成 20 年 12 月から平成 25 年 11 月末日までの間にすべての公益法人がいずれかの法人(一般社団・一般財団・公益社団・公益財団)に移行することが決定され、本協会は、平成 23 年 8 月開催の臨時総会で一般社団法人移行のための申請手続き資料の作成及び定款改正案の観光庁及び内閣府への提出について決定した。

⑶　一般社団法人移行申請から答申・認可までの経過

①　本協会は、平成 24 年 2 月 27 日付けで内閣総理大臣あて公益法人認定等委員会へ申請しました。その後、3 月開催の通常総会において定款改正の議決を得る予定であったが、議決に必要な 4 分の 3 に達せず、改めて平成 24 年 8 月に臨時総会を開催し、4 分の 3 の議決により新定款が承認されたので、平成 24 年 9 月 13 日に電子申請による移行申請を行い、1 月 31 日移行認可が出され手続が完了した。

⑷　認可後の手続経過

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）第 45 条の規定に基づき移行認可を受けた後 2 週間以内に移行登記が義務付けられており、平成 25 年 2 月 1 日、直ちに東京法務局へ一般社団法人設立登記及び特例民法法人の解散登記を行い、2 月 8 日に当該委員会へ移行登記完了届を提出し、2 月 12 日付け処分・完了した。

⑸　公益目的財産額確定の経過

法の規定により一般社団法人移行登記後 3 ヶ月以内に公益目的財産額の確定を要するための手続を平成 25 年度総会で承認を得た 、①特例民法法人としての最終事業年度（移行登記の日の前日を末日：1 月 31 日）に係る計算書類、②その前の事業年度に係る計算書類、③一般法人としての初年度（移行の登記の日を開始日：平成 25 年 2 月 1 日）に係る計算書類を平成 25 年 4 月 10 日内閣府へ提出し、6 月 18 日処分完了した。

(6)　公益目的支出計画報告書提出

公益目的財産額が零になるまで内閣府に毎年上記に関して報告することとする。

第4号議案　諸規程の設定

理事会規則　（案）

施行日：

第1章 総則

（目 的）

第1条　この規則は、一般社団法人日本観光通訳協会（以下、「本協会」という。）定款第38条の規定に基づき理事会に関する必要な事項を定める。

第2章 理事会の種類及び構成

（種 類）

第2条　理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2　通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき

(2)　会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3)　前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4)　監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(5)　前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

（構 成）

第3条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

第3章 理事会の権限

（権 限）

第4条　理事会は、本会の業務執行を決定し、次の職務を行う。

(1)　総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2)　規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3)　第2号に定めるもののほかこの法人の業務の執行に関する事項

(4)　理事の職務執行の監督

(5)　会長(代表理事)、副会長及び常務理事(業務執行理事)の選定及び解職

(6)　理事の報酬等支給基準の決定

(7)　賛助会員の会費の決定

(8)　重要な財産の処分及び譲受け
(9)　多額の借財
(10)　重要な使用人の選任及び解任
(11) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
(12) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

2　理事会は、前項第8号から第12号に掲げる事項その他重要な業務の執行の決定を理事に委任することができない。

（報告事項）
第5条　会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに四半期に2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。
2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
3　第3条の2に定める正会員理事会が開かれたときは、審議事項等について理事会に報告しなければならない。

第4章 理事会の招集

（招集者）
第6条　理事会は会長が招集する。ただし、第2条第3項第3号後段により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
3　会長は、第2条第3項第3号前段又は同条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から14日以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。
4　理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

（招集通知）
第7条　理事会を招集しようとするときは、開催日の7日前までに理事及び監事（以下、「役員」という。）に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、役員全員の同意がある場合は、理事会は、招集手続を経ずに開催することができる。

第5章 理事会の議事

（議 長）

第8条　理事会の議長は、会長とする。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときの理事会における議長は、副会長とする。

3　理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

（定足数）

第9条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議 決）

第10条　理事会の議事は、定款に定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

施行日：平成26年　月　日

会 員 規 則 案

第1章 総 則

（目 的）

第1条　この規則は、一般社団法人日本観光通訳協会（以下、「本協会」という）定款第5条から第11条に規定する本協会会員の権利及び義務に関する必要な事項を定め、適正かつ円滑な事務手続きを行うことを目的とする。

（用語定義）

第2条　この規則における用語の定義は、それぞれ次の通りとおりとする。

(1)　正 会 員　定款第5条第1項第1号に定める会員、
通訳案内業法（旧法）による免許を受けている者、もしくは通訳案内士法（新法）第18条に定める登録を受けた者で、本協会入会を受理された者をいう

(2)　賛助会員　定款第5条第1項第2号に定める会員
本協会定款第4条に定める事業を賛助する個人・団体で、理事によって推薦を受け、理事会によって承認された個人・団体をいう

(3)　名誉会員　定款第6条第1項第3号に定める会員
本協会の事業に功労があった者又は学識経験を有する者で、理事によって 推薦を受け、理事会によって承認された者をいう

第2章 入退会手続

（入会金）

第3条　正会員の入会金は、15，000円とする。但し、再入会の場合は10，000円とする。

2　前項の入会金は、　第11条に定める年会費とともに現金書留又は指定銀行振込の方法により納入するものとする。

（入会手続）

第4条　本協会事務局は、入会希望者から申込照会があったときは、本協会ホームページに掲載する各号の様式をダウンロードして本協会事務局まで送付することを求めなければならない。ただし、入会申込者が前記手段のない場合は本協会事務局（以下「事務局」という。）から各号様式を送付するものとする。

（1）　入会申込書（写真貼付）　　　　　（第1号様式）

（2）　JGA会員現況表（写真貼付）　　（第2号様式）

（3）　職務経歴書　　　　　　　　　　　（第3号様式）サンプル仕様（記載例示）

（4）　入会金・年会費払込用紙

2　正会員として入会しようとする者は、前条に定める入会金及び第11条に定める会費を納入後、前項各号に定める書類に次の書類を添えて事務局へ提出しなければならない。

（1）　通訳案内士登録証の写し

（2）　写真（裏面に氏名を記した申込6カ月以内のもので、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm×横2.5cm）3枚　（3枚のうち入会申込書,JGA会員現況表に各1枚を貼付し、残り1枚は貼らずに送付すること）

（3）　入会金及び会費払込票の写し

3　賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員入会申込書（第4号様式）に年会費を添えて会長へ提出しなければならない。

（入会の承認）

第5条　会長は、入会申込書等を受け取った後、次の各号の一に該当する場合を除いて速やかに理事会の承認を得なければならない。ただし、入会申込書等を受け取った日から1ヶ月以内に理事会の開催見込みがない場合は、書面により承認を求めることができる。

（1）通訳案内士の品位を汚すおそれのある者

（2）本会の事業運営に支障をきたすおそれのある者

2　正会員として入会しようとする者は、前項の承認により、会長が入会申込書等を受け取った日を入会日として、正会員たる地位を得る。なお、会長は、総会招集日から当該総会の閉会までの間、入会申込書等の受け取りを停止する。

3　賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、会長が入会申込書を受け取った日を入会日として、賛助会員たる地位を得る。

（入会承認の通知）

第6条　会長は、前条第1項に定める正会員の入会が承認されたときは、次に掲げる書類等を速やかに送付又は送信するものとする。

(1)　就業手帳

(2)　格付け申請（Ａ・Ｂ級）の基準及び手続に関する書類

(3)　通訳ガイド検索システム・新規登録（パスワード取得）申込書

(4)　JGA-net（JGAメーリングリスト）ルール及び加入登録書

(5)　会員名簿

(6)　図書目録

(7)　会員限定ホームページに入室するためのパスワード

（入会拒否の取扱）

第7条　会長は、入会を拒否した場合は、正会員として入会しようとする者に対し、その旨及びその理由を通知するとともに、第3条第1項及び第11条に定める入会金及び会費を速やかに返納するものとする。

（会員名簿の記載事項）

第8条　会長は、前条による正会員の入会手続とともに、会員名簿にJGA会員現況表記載事項のうち次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 電話番号及びファックス番号

（JGA会員現況表記載事項の変更）

第9条　正会員は、JGA会員現況表の記載事項のうち、現住所、電話番号（携帯電も含む）Ｅ-mailアドレス及び就業可能日のいずれかに変更があったときは、速やかにJGA会員現況記載事項変更届(第5号様式)を事務局に提出しなければならない。

（退会手続）

第10条　正会員が退会しようとするときは、退会届(第6号様式)に退会する日までの会費及び就業手帳を添えて、会長に提出しなければならない。

2　退会しようとする正会員は、第1項の退会届等が会長に到達した日を退会日として、その地位を喪失する。

3　退会時に滞納会費があるときは、会長は、第13条第1項第1号に定める方法等により、その回収に努めなければならない。この場合において、滞納会費は、退会日以後、未収金債権として取扱う。

4　退会時に就業手帳を返還できないときは、それぞれ第22条第2項に定める金額を支払わなければならない。

5　賛助会員が退会しようとするときは、賛助会員退会届（第7号様式）を会長に提出しなければならない。

第3章 会 費

（会 費）

第11条　正会員の会費は、年額15,000円とする。

（会費の納入方法及び期限）

第12条　会費は、当該年度の1月末日までに一括納入するものとする。ただし、やむ得ない事情がある場合、事前に会長に申し出て一定期間猶予することを妨げない。

2　前項による会費納入にあたっては、ゆうちょ銀行振込用紙によるものとする。

3　正会員及び賛助会員が年度途中で入会した場合の会費は定款第7条第3項の定める次の率で計算した額を納入し、退会した場合は、既納の会費は返還しない。

1月～　6月入会　年会費（年賛助会費）の100％

7月～12月入会　年会費（年賛助会費）の　50％

（滞納会費）

第13条　正会員が第11条に定める会費を納期以後6カ月以上滞納したときは、次の各号により処置するものとする。

(1)　納入期限を定めて納入すべき旨の催告をし、一切の資料の送付を差し止めることを通告する。

(2)　催告後、滞納会費の納入がなく、滞納期間が1年を超えるときは、会員資格を喪失する旨通告する。

（会費の延納及び減免）

第14条　正会員は、疾病又は災害等により会費を納入することが困難な事由があるときは、その延期、減額又は免除の申し出をすることができる。

2　会長は、会費の延納、減額又は免除を認定したときは、その旨を当該正会員に通知しなければならない。

（賛助会員の会費）

第15条　賛助会員の会費は、1口につき年額10,000円とし、1口以上を負担するものとする。

2　賛助会員は、当該年度の1月末日までに一括して納入するものとする。

第4章 就業手帳

（就業手帳の携行）

第16条　正会員は、就業手帳が正会員の身分を象徴するものであることを認識し、通訳案内士業務を行うときは、常にこれを携行しなければならない。

2　就業手帳は、Ａ級、Ｂ級及びＣ級の三種とし、その形状及び制式は別に定める格付け基準によるものとする。なお、実物見本は事務局に保管する。

（貸与又は譲渡の禁止）

第17条　正会員は、就業手帳を本人以外の者に貸与又は譲渡してはならない。

（就業手帳の紛失再交付申請）
第18条　正会員は、就業手帳を紛失したときは、遅滞なく紛失再交付申請書（第6号様式）に第4条第2項第1号に定める写真1枚を貼付し、紛失した時期等を記載した始末書とともに会長に提出するものとする。
2　会長は、前項に定める紛失再交付申請書の提出があったときは、当該正会員へ就業手帳を交付する。
3　紛失再交付申請の手数料は、申請1件につき1,500円とする。

（就業手帳の返還）
第18条　正会員が本会を退会しようとするときは、就業手帳を遅滞なく事務局へ変換しなければならない。また、前条第2項により再交付された就業手帳の受領後に、紛失した就業手帳を発見したときは、遅滞なく事務所へ返還しなければならない。

第5章 慶 弔

（慶 祝）
第19条　正会員が本会以外から表彰若しくは特別の栄誉を受けたときは、会長名で祝意を表し、5，000円以内の金品等を贈ることができる。

（弔慰金又は見舞金）
第20条　正会員が死亡したときは、会長名で弔電及び15，000円以内の供花を贈る。ただし、時機を失した場合は除く。
2　正会員が死亡したときは、会長名で次の香典を贈る。ただし、逝去の日から14日以上経過した場合は除く。
(1)　正会員の場合　　5,000円
(2)　役員の場合　　10,000円
3 正会員の事務所が自然災害等により甚大な被害を受け、又は自ら入院加療を要する負傷をしたときは、5，000円の見舞金を贈る。
4 会長は、本協会に特に功績のあった役員経験者が死亡した場合及び本協会と特に密接な関係にある観光関係団体等の役員等が死亡した場合は、第2項に定める範囲で相当額の弔慰金を贈ることができる。

（手 続）
第21条　前条各項に該当する者に対しては、該当関係者から事務局に対して所定の手続を行うものとする。

第6章 表 彰

（表彰の範囲）

第22条　表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1)　身を挺して人命を救助し、又は災害に際して貢献のあった者

(2)　正会員として20年以上在籍し、永年にわたり会の業務の円滑化に功績のあった者

(3)　正会員として15年以上在籍かつ80歳に達した者で、永年にわたり本会の事業のために貢献し、高齢のため退会した者

（表彰手続）

第23条　前条に該当する表彰者については、その所属支部長は又は事務局が第7号様式により会長に申請するものとする。

2　会長は、表彰者に対し別記第3号様式による表彰状を授与するとともに、副賞として3,000円以内の記念品を贈呈する。

（会 計）

第24条 この制度に必要な経費については、一般会計で支出する。

第7章 名誉会員

（推薦基準）

第25条　名誉会員の推薦基準は、次の各号の一に該当し、所属支部又は本人からの申し出により年齢的又は体力的理由から正会員たることが困難であると理事会が認定した者とする。

(1)　本会の会長又は副会長を経て顧問を経験した者

(2)　本会の推薦を得て叙勲を受章した者

(3)　役員を3期以上歴任した者

(4)　正会員として30年以上にわたり在籍した者

（資料の送付）

第26条　名誉会員は、次の資料の送付を受けることができる。

(1)　トラベルコンパニオン

(2)　会員名簿

第8章 補 則

第26条 この規則の改廃については、理事会の承認を得て行う。ただし、第3条第1項（入会金）及び第11条（会費）に定める額については、総会の決議によるものとする。

（規定外事項）

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1　この規則は、平成26年　　月　　日~施行する。

2　この規則の施行に伴って、特例社団法人日本観光通訳協会の入会金及び会費徴収規則入退会に関する規程、慶弔規程、表彰規程及び名誉会員の推薦基準は、施行日をもって失効する。

前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

（決議の省略）

第11条　理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2　前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（報告の省略）

第12条　役員が他の役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2　前項の規定は、第17条第1項に定める報告については、適用しない。

（監事の出席）

第13条　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（関係者の出席）

第14条　理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

（議事録）

第15条　事務局は、理事会の議事について、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって理事会終了後速やかに議事録を作成する。

2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。但し、会長が欠席したときは、出席した役員がこれを行う。

3　議長は、理事会の議事の記録者を指名しなければならない。

（議事の非公表）

第16条 議長は、議事を非公表とする決議があった場合、 指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

2 前項の議事は公表しない。

第6章 理事会の議案及び動議等

（議 案）

第17条　会長は会議に付する議案及びその順序等を記載した議事予定を定め、予め理事に配布する。但し、やむ得ないときは議長が報告をもって配布に代えることができる。

（緊急議案の提出及び宣言）

第18条　出席理事が緊急議案を提出しようとするときは、その案に理由を付し1人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

2　前項による議案を会議に付するときは、議長はその旨を宣告する。

（一括議題）

第19条　議長は、必要があると認めるときは2件以上の案件を一括して議題とすることができる。但し、出席理事2人以上から異議があるときは会議に諮って決める。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第20条　動議は1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

2　議案の審議中動議できるものは、延会、継続、休憩、先決議案、付託及び修正に限る。

（先決動議の順序）

第21条　他の議案に先立って会議に付さなければならない動議が競合したときは、議長がその順序を決める。但し、出席理事2人以上から異議があるときは、会議に諮って決める。

（議案及び動議の撤回又は訂正）

第22条　議案及び議案となった動議を撤回し又は訂正しようとするときは、会議の承認を要する。

2　出席理事が提出した議案及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者が請求しなければならない。

第7章 理事会の運営等

（参 集）

第23条　理事会の構成員は、招集の当日開会定刻前に会議室に参集しなければならない。但し、会議室に参集することに代えてテレビ又は電話会議の方法により出席することができる。

2　前項のテレビ又は電話会議に関する事項は、理事会が別に定める電子会議実施要領による。

（欠席等の届出）

第24条　理事会の構成員は、事故等により会議に出席できないとき、又は遅刻するときは、その旨会長に届出なければならない。

（席 次）
第25条　出席する役員の席次は、議長が定める。
（会議時間）
第26条　会議の時間は原則として、午前10時00分から午後5時00分までの間とする。但し、議長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
2 会議時間の変更の動議については、議長は討論を用いないで会議に諮って決める。
（会議の開閉）
第27条　開会、閉会、延会、継続又は休憩は議長が宣告する。
2　議長が開会を宣告する前又は閉会、延会、継続若しくは休憩を宣告した後は何人も議事について発言することができない。

（発言及び討論の方法）
第28条　発言はすべて議長の許可を得た後にしなければならない。
2　発言の順序は議長が決める。
3　2人以上が挙手して発言を求めたときは議長は先挙と認める者から指名する。
4　討論については、議長は最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。
5　発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。
6　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
7　議長は必要ありと認めるときは、予め発言時間を制限することができる。
8　議長が定めた時間の制限について出席役員の2人以上から異議があるときは、議長は会議に諮って決める。
9　質問が緊急を要するときは、議長の許可を得て質問することができる。
10　前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制止することができる。

第9章　正会員理事会

（正会員理事会の設置）
第30条　理事会とは別に、役員選挙規則に基づいて選出された理事により理事会（以下「正会員理事会」という。）を設置することができる。

（義務）
第31条　正会員理事会は、本協会事業の効率化及び活性化に資する事項の積極的な検討を図り、その具体化に努めなければならない。

（準用規定）

第31条　第6条第1項、第2項、第8条第1項、第2項、第9条、第10条、第13条、第14条、第15条、第17条、第23条、第24条、第26条~第28条及び第32条については、正会員理事会に準用する。

2 会議時間の変更の動議については、議長は討論を用いないで会議に諮って決める。

（会議の開閉）

第27条　開会、閉会、延会、継続又は休憩は議長が宣告する。

2　議長が開会を宣告する前又は閉会、延会、継続若しくは休憩を宣告した後は何人も議事について発言することができない。

（発言及び討論の方法）

第28条　発言はすべて議長の許可を得た後にしなければならない。

2　発言の順序は議長が決める。

3　2人以上が挙手して発言を求めたときは議長は先挙と認める者から指名する。

4　討論については、議長は最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

5　発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。

6　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

7　議長は必要ありと認めるときは、予め発言時間を制限することができる。

8　議長が定めた時間の制限について出席役員の2人以上から異議があるときは、議長は会議に諮って決める。

9　質問が緊急を要するときは、議長の許可を得て質問することができる。

10　前項の質問がその趣旨に反すると認めるとき、議長は直ちに制止することができる。

第9章　正会員理事会

（正会員理事会の設置）

第30条　理事会とは別に、役員選挙規則に基づいて選出された理事により理事会（以下「正会員理事会」という。）を設置することができる。

（義務）

第31条　正会員理事会は、本協会事業の効率化及び活性化に資する事項の積極的な検討を図り、その具体化に努めなければならない。

（準用規定）

第31条　第6条第1項、第2項、第8条第1項、第2項、第9条、第10条、第13条、第14条、第15条、第17条、第23条、第24条、第26条~第28条及び第32条については、正会員理事会に準用する。

（事務局）

第32条　理事会の事務局には、事務局長が当たる。

第8章 雑則

（改 廃）

第33条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

（施行期日）

1　この規則は、直近で開催する理事会の議決の日から施行する。

2　この規則の施行に伴い、特例社団法人日本観光通訳協会の理事規則は、施行日をもって失効する。

その他

1.常務会規程

2.事務局運営規程

3.名誉会員に関する規程

4.役員の職掌に関する規程

5.顧問及び参与に関する規程

以上は、平成 25 年度 4 月開催理事会にて承認、施行済み

第５号議案　平成26年度事業計画案内承認の件

1. 研修会の実施

前年の計画を引き続き踏襲し、各地区の研修担当理事を中心に会員の要望・意見を取り入れつつ、地域密着型の研修を実施（主たる対象は正会員）。

2.本部・各支部事業計画

（1）主に正会員を対象に企画・運営する研修事業

本部：

平成 26 年 3 月講演会「野鳥から日本の自然が見えてくる」（3/14 実施予定）

平成 26 年 3 月講演会「必聴！通訳案内士に望む姿と業界の展望」（3/15 実施予定）

第一支部：

平成 26 年 2 月　靖国神社研修「何かと話題の靖国神社へ」～近代日本の避けて通れない道～

平成 26 年 4 月以降に関しては隔月開催を予定。内容が決まり次第、暫時発表。

第二支部

平成 26 年 4 月第 2 地区会員への状況報告と第 2 地区内研修の呼びかけ。

平成 26 年 6 月または 11 月下旬か 12 月に第 2 地区研修実施予定

年 4 回開催を目途に研修会を実施。

第三支部

平成 26 年 1 月　　二条城・錦鯉研修（実施済）

平成 26 年 7 月または 8 月　第 2 回研修

平成 26 年 12 月　　第 3 回研修および懇親会

研修の主眼　年 3 回または 4 回実施とする。広範囲にわたりガイド専門知識を高めることを目的とし、研修を通し JGA 会員の相互親睦、会員の増加を図る。会員の要望を斟酌し、満足度の高い研修をめざす。研修費はできる限り安価とし、企画計画の範囲内で各種専門家に解説・講演を依頼する。

第四支部

平成 26 年 1 月　　四国研修（実施済）

支部本部合同研修を企画・実施予定

小研修　（地区内で知識を向上できる研修を少人数でも企画・実施予定）

（2）正会員及び正会員外通訳案内士を対象（本部）

通訳案内士としての知識・技術・語学力の向上を主たる目的とした研修（会員・非会員ともに対象とし、会員は非会員より低料金で研修を提供）

1）医療通訳研修－年 3・4 回開催、病院などでの実習も含む

2）通訳危機管理研修－1 回

3) サブカル研修ー全4回
4) 夏期富士山研修（5合目、河口湖・山中湖・忍野八海などを予定、1泊2日）
5) モデルガイディング研修（英語・中国語）
6) 秋葉原食研修（夏予定）
7) 基礎研修ー食文化・茶道・古典芸能・武道・ネイチャー・寺社仏閣（全10回予定・基本座学のみ）
8) 異文化研修（異なる食習慣や宗教上の忌避、様々な文化背景、特に東南アジア・南アジア文化への理解、ベトナム語・インドネシア語などアジア系言語の基本的理解・習得など）
9) ガイド検索登録説明会（年2回予定各回60分）
10) 国内旅程管理主任者研修（座学・実習）
11) 各種スペシャリティ研修（特定の分野に特化したガイドの育成）

(3) 通訳案内士試験合格者対象（本部+第三支部）

新人ガイド研修会

（関東地区 ）

期　　間：平成26年2月25日～3月1日5日間
第一日目：座学、東京スカイツリータウン見学
第二日目：都内実習（皇居・明治神宮・お台場・浅草・東京タワー）
第三日目：川口湖・富士・箱根実習
第四日目：日光実習
第五日目：成田空港実習、座学、修了式、懇談会

（関西地区）

期間：平成26年3月6日～9日4日間
第一日目：座学（ガイド業務）
第二日目：座学（ガイド基礎知識）
第三日目：京都市内実習
第四日目：奈良・大阪市内実習、座学、修了式、懇談会

(4) 本部(通訳案内士試験受験者対象)

１．　語学講座

1) 会話力ブラッシュアップラウンジ（西露仏独など英語以外の言語）
2) 基礎医療語学講座
3) 中国語検定1級準備講座

２．　通訳ガイド試験対策講座

1) 1次対策（英語・中国語・地理・歴史、各講座20時間で計60時間）
2) 2次模擬面接（英語・中国語）

(5) その他事業の取組

1.事業宣伝方法の見直し

・ホームページ作成ソフトの導入による事業を前面に出したレイアウトへの変更と事務局ベースでの内容更新による更新費用の低減

・通訳者翻訳者になる本など年1回発行の雑誌への広告やクリック広告によるWEB上での事業宣伝

・現在展開中のMixiを使った宣伝に加え、Facebookなど他の無料メディアの活用

・より管理しやすくするためのウォーキングツアーサイトの改善

2.研修手帖の導入

受講した研修の記録をつけ、将来的にはスペシャリティガイドへの認定とつなげる

3.全国通訳案内士ネットワークへの参加と連携の強化

4.インバウンド関係諸団体との連携強化

5.一般社団法人化に伴う組織・運営・事業活動に関する各種規則の制定

6.会員限定自主勉強会のための事務局スペースの貸出

事務局に事前の使用確認をとることを条件に事務局営業時間での自主勉強会を開催可能とする

7.出版事業

1) TRAVEL COMPANION誌を年に6回発行　内年2回ハードコピーで発行予定

2) 「日本文化外交小史」及び「観光日本地理」の漢字のルビ化を完了し再発行することにより、日本語を母語としない受験者への販売促進を図る。及び内容見直し新装版出版検討

3) 英文「GUIDE TEXT」の大幅改訂版の発行に向けプロジェクト立ち上げ

8.職業紹介事業

検索機能の充実による更なる多様なニーズの対応の迅速化、

9.ガイド検索システムの活用

1) 正会員登録の推進、会員外の登録要件拡大の検討

2) ガイド検索システムを通して受注した体験談・活用方法を正会員・正会員外に紹介し、就業機会の増大へ寄与。

3) 観光庁・JNTOなど関係団体の支援を得るために促進活動を行う。

10.広報活動

1) 通訳案内士の制度の周知徹底と存在意義を訴求しその活動を介して様々な形で地域の観光促進に寄与する。

2) 日本コンシェルジュ協会を通しJGAのＰＲ活動に努め、情報収集する。

11.旅程管理研修機関の登録を目指す。

第 6 号議案　平成 26 年度予算案承認の件

平成 26 年度　収支予算（案）

自：平成 26 年　1 月　1 日
至：平成 26 年 12 月 31 日

【収入の部】

（単位：円）

科　目	平成 26 年度 予　算	平成 25 年度 予　算	比較増減(▲)	備考
諸会費収入	11,240,000	10,840,000	400,000	
入会金	960,000	750,000	210,000	
会費	9,840,000	9,750,000	90,000	
賛助金	440,000	340,000	100,000	
事業収入	12,862,250	5,349,000	7,513,250	
新人研修事業収入	5,480,000	2,490,000	2,990,000	
刊行物収入	1,205,250	839,000	366,250	
広告料収入	60,000	60,000	0	
講習会収入	4,050,000	1,860,000	2,190,000	
業務受託収入	2,000,000	0	2.000,000	
ガイド検索収入	67,000	100,000	▲33,000	
雑収入	116,000	90,000	26,000	
当期収入合計（A）	24,218,250	16,279,000	7,939,250	

【支出の部】

科　目	平成26年度 予 算	平成25年度 予　算	比較増減(▲)	備考
事業費	**10,258,700**	**5,637,000**	**4,621,700**	
教育事業費	4,733,500	3,128,000	1,605,500	
（講習会経費）	3,240,000	1,460,000	1,780,000	
（資料刊行費）	1,493,500	1,668,000	▲174,500	
新人研修事業費	3,014,000	1,500,000	1,514,000	
業務受託事業	1,600,000	0	1,600,000	
職業紹介事業費	788,200	849,000	▲60,800	人件費/通信費見合
地区活動費	123,000	160,000	▲37,000	
管理費	**13,352,200**	**9,979,000**	**3,373,200**	
人件費	6,532,000	3,680,000	2,852,000	
借家費	2,426,000	2,460,000	▲34,000	
一般事務費	4,394,200	3,839,000	555,200	
会議費	1,273,000	800,000	473,000	
印刷費	130,000	190,000	▲60,000	
通信費	321,000	353,000	▲32,000	
消耗品費	1,371,000	1,356,000	15,000	
ウエブ管理費	60,000	100,000	▲40,000	
交通運搬費	18,000	80,000	▲62,000	
諸会費	162,000	52,000	110,000	
ガイド検索費	452,000	378,000	74,000	
雑費	447,200	370,000	77,200	
公租公課	160,000	160,000	0	
当期支出合計（B）	**23,610,900**	**15,616,000**	**7,994,900**	
当期収支差額(A)-(B)	**607,350**	**663,000**	**▲55,650**	

第 7 号議案　役員の選任に関係する件

この度、役員全員任期満了に伴い、定款第 23 条に従い理事及び監事の選任をしたいと存じます。選挙に当選した正会員役員候補を総会当日にご承認いただきます。

正会員理事候補者（9 名）
第一地区　石垣信子
　　　　　河村輝夫
　　　　　木脇祐香理
　　　　　萩村昌代
　　　　　宮本靖子
　　　　　矢木野功次
第三地区　木村秀幸
　　　　　清野彩子
第五地区　遠藤昌子

正会員監事候補者（2 名）
監事　　　飯嶋建治
　　　　　森　潔

正会員外理事予定候補者（8 名）
正会員外理事の皆様には所属団体もしくはご本人に今後も引き続き理事としてご就任して頂けるかを打診中で、その結果をもって、2 月 14 日理事会及び総会で正会員外理事候補者として事務局より推薦後、ご承認をいただきます。

理事	公益社団法人日本観光振興協会	浦野英示
理事	一般社団法人日本ホテル協会	橋本雅之
理事	一般社団法人日本旅館協会	小関政男
理事	独立行政法人国際観光振興機構	亀山秀一
理事	ホテルオークラ東京	濱崎統
理事	株式会社マイアソシエイツ	山下宮子
理事	元（社）日本海事代理士会	伊藤政人
理事	名誉会員	根岸正

第 8 号議案　その他審議事項